

「令和元年 台風15号・台風19号・大雨千葉県災害義援金」(名称変更)
募集要綱(第2版)

社会福祉法人千葉県共同募金会

1 趣旨

令和元年9月8日の台風15号の暴風雨により、県内各地で停電等甚大な被害が生じ、県下41市町村において災害救助法が適用されました。その後の台風19号及び大雨にも引き続き災害救助法及び県下全域に被災者生活再建支援法が適用されており、被災者への援護の一助として義援金を募集することとなりました。

これを受けて千葉県共同募金会(以下「本会」という。)では、被災された方々を支援することを目的に「令和元年 台風15号・台風19号・大雨千葉県災害義援金」を募集します。

2 義援金の名称

令和元年 台風第15号・台風19号・大雨千葉県災害義援金(変更)

3 受付期間

令和元年 9月17日(火)から令和元年12月30日(月)まで

4 義援金の振込窓口について

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
千葉銀行	本店営業部	普通 3495585	社会福祉法人千葉県共同募金会 <small>ちばけんきょうどうぼきんかい</small>
京葉銀行	本店営業部	普通 3286924	社会福祉法人千葉県共同募金会 <small>ちばけんきょうどうぼきんかい</small>
千葉興業銀行	本店営業部	普通 1081550	社会福祉法人千葉県共同募金会 <small>ちばけんきょうどうぼきんかい</small>
千葉信用金庫	千葉駅北口支店	普通 0702826	社会福祉法人千葉県共同募金会 <small>ちばけんきょうどうぼきんかい</small>
各銀行本・支店間の窓口からの振込手数料は無料となります。			

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00160-2-293218	千葉県共募令和元年台風第15号 <small>ちばけんきょうぼれいわがんねんたいふうだい15ごう</small> 千葉県さいがいぎえんきん <small>ちばけんさいがいぎえんきん</small>
ゆうちょ銀行	00100-1-697388	千葉県共募令和元年大雨義援金 <small>ちばけんきょうぼれいわがんねんおおあめぎえんきん</small>
ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局窓口からの振込手数料は無料となります。		

*振込通知書の空欄に義援金の名称（台風 15 号、千葉台風 19 号ないし大雨）とご記入ください。

*上記以外の銀行からの振込や、ATM、インターネットバンキング 等を利用する場合の振込手数料は有料です。

*救援物資の取扱は行いません。

5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、千葉県へ送金し、千葉県が設置する義援金配分委員会を通じて、被災地の各市町村を通して被災者へ配分します。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に「令和元年 台風 15 号・台風 19 号・大雨千葉県災害義援金」募集要綱（変更）を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会へご連絡ください。

後日、領収書を送付します。

【該当する税制優遇措置】

・所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当

・地方税法第 37 条の 2 第 1 項及び同法第 314 号上の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

災害義援金のみ取り扱います。

救援物資・物品は取り扱いません。

8 この要綱は、令和元年 9 月 17 日から施行します。

令和元年 11 月 1 日改正（第 2 版）。

変更点・台風 19 号及び大雨の義援金を追加。

・ゆうちょ銀行の大雨の義援金口座を新規開設。

【お問合せ先】

社会福祉法人千葉県共同募金会

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港 4-3

千葉県社会福祉センター 2 階

TEL 043-245-1721 / FAX 043-242-3338

E-mail c-kyoubo@akaihane-chiba.jp